

平成13年7月30日

社会保障審議会統計分科会

「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会の設置について

1 設置趣旨

「疾病、傷害及び死因分類」については、産業分類とともに我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。本分類の作成に当たっては、国際的な趨勢に配慮しつつ、最も適する医学用語等を考慮する必要がある、統計分科会において、統計の基本事項として審議を行う。

しかしながら、本分類は、極めて広範囲に渡る検討を要するため、個別具体的な事項については、分野ごとの委員会を設置し検討を行う必要がある。

2 審議事項

- (1) 「疾病、傷害及び死因分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- (2) 「疾病、傷害及び死因分類」の軽微な変更
- (3) その他「疾病、傷害及び死因分類」に係る個別専門的事項

3 当面のスケジュール及び構成

検討の必要が生じた場合に統計分科会長の了解を得て、分野ごとの委員会を設置。

委員会に属する者は、各分野の学識経験者から別途任命された専門委員の中から統計分科会長が指名する。また、統計分科会長は、委員及び臨時委員も指名することができる。

委員会の検討結果は統計分科会に報告。

「疾病、傷害及び死因分類」の大規模改正の場合は別途検討。